

令和4年度
第36回全国浄化槽技術研究集会

研究集会に関するご案内

開催日：令和4年10月18日(火)・19日(水)

開催場所：「ANAクラウンプラザホテル松山」

主催 公益財団法人 日本環境整備教育センター

〒130-0024 東京都墨田区菊川2丁目23番3号

TEL 03-3635-4880 / FAX 03-3635-4886

URL <https://www.jeces.or.jp>

実施要綱

我が国の生活排水対策については、少子高齢、人口減少、財政規模の縮小などの社会情勢の変化により新たな対応が求められています。そのような状況の中、浄化槽は、効率的・経済的かつ地震などの災害にも強いという特長があり、社会的に高い評価を得ています。「地方創生」の観点からもますます重要な役割を果たすことが期待されています。

本研究集会は、浄化槽に関する技術の向上と適正な普及促進を図ることを目的に、昭和62年より「浄化槽の日（10月1日）」の関連行事として、毎年開催されています。

全国から浄化槽技術研究会会員、大学・研究機関の浄化槽研究者、浄化槽行政担当者、県・市町村の議会議員、浄化槽業界関係者が集い、浄化槽に関する研究発表・事例発表およびシンポジウムなどを通して最新の情報を提供し、意見交換することは、水環境の保全に寄与し、快適な生活環境を創造する一助として期待されています。

なお、研究発表会では、浄化槽技術に関する計画・設計、施工、保守点検、清掃など、日頃の体験、研究等についての発表をしていただき、発表された課題のうちから優秀と認められる課題に対し研究奨励金を贈呈することとしています。

開催日	令和4年10月18日(火)・19日(水)
開催場所	「ANAクラウンプラザホテル松山」 愛媛県松山市一番町3丁目2-1
主催	公益財団法人日本環境整備教育センター
後援	環境省／国土交通省／農林水産省／愛媛県／松山市 「浄化槽の日」実行委員会／全国浄化槽推進市町村協議会
協賛	一般社団法人全国浄化槽団体連合会／全国環境整備事業協同組合連合会／ 一般社団法人日本環境保全協会／全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会／ 一般社団法人全国浄化施設保守点検連合会／全浄連四国地区協議会／ 浄化槽法指定検査機関四国地区協議会／公益社団法人愛媛県浄化槽協会
参加者	浄化槽技術研究会会員・行政機関・研究機関・指定検査機関・ 業界関係者・報道関係者・市民・その他関係者
参加予定数	1,000名
参加費	無料（ただし、要旨集を希望する方は実費をいただきます。）
併催行事	第44回浄化槽行政担当者研究会

浄化槽検査員研究会

2-VI 検査—情報

13:30 ~ 15:00

1. 「

公益財団法人鹿児島県環境保全協会 検査部
木佐貫 隆

2. 「

」

富士市 上下水道部 生活排水対策課

3. 浄化槽メーカーからの情報提供

(1) 「KRS型の構造・機能と維持管理のポイント」
株式会社ハウステック

山下 宏

(2) 「

」

ニッコー株式会社 水創り事業部 和田 吉弘

2-VII 閉 会

15:00 ~ 15:05

公益財団法人日本環境整備教育センター 常任理事 鈴木 義光

講演要旨集について

講演要旨集を希望される方は、当日、受付にてご購入ください。予約販売はありません。ご了承ください。

講演要旨集 1冊 3,000円 (消費税込)

※参加申込・宿泊等は以下によりお申込みください。

参加申込のご案内

本研究集会の参加申込・宿泊・お弁当の申込受付は、「近畿日本ツーリストコーポレートビジネス」が担当させていただきます。研究集会参加費は無料です。

1 研究集会参加のご案内 令和4年10月18日(火)・19日(水)

参加をご希望の方は、別紙申込書に○印をご記入、またはWebシステムへ参加登録をお願いいたします。

2 昼食弁当のご案内 令和4年10月19日(水)

10月19日(水)の昼食(お弁当)の事前予約販売をいたします。
ご希望の方は、別紙申込書に○印をご記入、またはWebシステム上のお弁当希望をご選択の上、お申込みください。

お弁当：1食 1,200円 (消費税込・お茶付)

*お弁当の当日販売は行いませんので、事前に予約されることをお勧めいたします。
注)お弁当の変更・取消は9月30日(金)までとさせていただきます。それ以降の変更・取消は出来ませんのでご注意ください。100%の取消料がかかります。
※お弁当のご用意については旅行契約に該当いたしません。

上記の「研究集会参加」及び「昼食弁当」のお申込みにつきましては、便宜上、「宿泊」のお申込みと同時に株式会社近畿日本ツーリストコーポレートビジネスが申込受付を代行しております。研究集会参加及び昼食弁当のお申込みに関する詳細(申込受付期間、申込方法、申込みにあたっての注意事項、回答スケジュール、変更・取消、スケジュール)につきましては、次ページからの【宿泊に関するご案内】のP.10以降でご案内しておりますので、そちらをご参照ください。

令和4年度
第36回全国浄化槽技術研究集会

宿泊（松山）に関するご案内

旅行企画・実施

株式会社近畿日本ツーリストコーポレートビジネス
第6営業支店

株式会社近畿日本ツーリストコーポレートビジネスが企画・実施する募集型企画旅行です。

1 宿泊のご案内 令和4年10月17日(月)・18日(火)・19日(水)

宿泊手配をご希望の方は、別紙申込書にご記入、またはWebシステムに必要事項を入力の上、お申込みください。
(この宿泊代金は研究集会参加者及びご同行者に限ります。)

※ご希望のホテルの申込番号をご記入ください。

※ご希望のホテルをご用意出来ない場合もございます。(※満室の場合は他のホテルをご案内いたします)

※相部屋はお受けしていません。

★受付順とさせていただきますのでお早めにお申込みください。

★ツインルーム希望・子どもの宿泊希望がございましたら、お問合せください。別途ご案内いたします。

2 宿泊ホテル・旅行代金一覧

申込番号	ホテル名	部屋タイプ	ご旅行代金(お一人様)	会場からのアクセス	備考
			宿泊代金 (1泊朝食付/税金・サービス料込)		
①	コンフォートホテル松山	シングル	7,800円	徒歩で約11分	全室バス・トイレ付/禁煙ルームのみ
②	ホテル勝山	シングル	9,800円	徒歩で約8分	全室バス・トイレ付/禁煙ルームのみ
③	松山東急REIホテル	シングル	11,000円	徒歩で約1分	全室バス・トイレ付/禁煙ルームのみ
④	ダイワロイネットホテル松山	シングル	13,000円	徒歩で約4分	全室バス・トイレ付/禁煙ルームのみ 10/17泊と10/18泊のみ

旅行代金算出基準日：2022年8月5日

3 会場及び宿泊ホテルの地図



参加者の
皆様へ

- 廃棄物発生抑制のため、参加者が持ち込まれた新聞・雑誌・ペットボトルなどは、各自が持ち帰るようにお願いいたします。
- 地球温暖化対策として温室効果ガスをできるだけ排出しないようにするため、本大会会場への来場には、なるべく公共交通手段を使うようお願いいたします。
- 会場内の温度設定は、夏の推奨冷房温度28℃を保つよう心がけておりますので、ご協力をお願いいたします。

■ 申込受付期間

2022年8月30日（火）～9月15日（木）17:00まで

■ 日程表

	行程	食事
チェックイン日	各自にてホテルチェックイン	×
チェックアウト日	各自にてホテルチェックアウト	朝

※食事について 朝…朝食 昼…昼食 夕…夕食 ×…食事なし

■ 食事の回数

1泊につき朝食1回、昼食0回、夕食0回

■ 最少催行人員：1名様（※添乗員は同行いたしません）

■ 旅行代金に含まれるもの

・宿泊代金（洋室／全室バス・トイレ付／朝食付／税金・サービス料込）

※上記費用は、お客様のご都合により一部利用されない場合でも払戻しはございません。

■ 旅行代金に含まれないもの

・交通費、飲食代（朝食代を除く）、10月19日のお弁当代、その他「旅行代金に含まれるもの」に記載のないもの

■ 申込方法

「第36回全国浄化槽技術研究集会・第44回浄化槽行政担当者研究会 参加申込書」に必要事項をご記入の上、FAX、またはWebシステムよりお申込みください。

※P.11～16に記載の「旅行条件書」を必ず事前にご確認の上、お申込みください。

Webについては日本環境整備教育センターのホームページ上よりお申込みください。（下記）

https://camail.knt.co.jp/form/pub/knt_ecc4/purification_2022

なお、電話による参加申込みはお受けできませんので予めご了承ください。

■ 参加申込書記入上の注意

- (1) 「第36回全国浄化槽技術研究集会・第44回浄化槽行政担当者研究会 参加申込書」の「新規」を○で囲んでください。
- (2) 申込者（代表者）と参加者が同一の場合も、参加者名簿にご記入ください。申込者（代表者）欄は、参加者として受付ませんのでご注意ください。
- (3) 記入例をご参照の上ご記入ください。（ご希望の日付欄・該当欄に○印または申込番号）
- (4) 宿泊のお申込みでツインルームをご希望の場合は、必ず申込書の備考欄に同室者氏名もご記入ください。
※ツインルーム希望・子どもの宿泊希望がございましたら、料金等につきまして別途ご案内いたします。
- (5) 宿泊施設のお申込みは、先着順にて受付いたします。
- (6) FAXでのお申込みの方は、メール連絡の可否についてご選択ください。メール連絡不可の方のみFAXにてお返事を申し上げます。
- (7) お申込み後の変更・取消は、参加申込書控えを訂正の上、FAXまたはメールにてご連絡ください。
※迅速なご連絡のため、メールも利用させていただきます。不都合の無い方はメールアドレスをご記入ください。

■ 申込の回答

- (1) FAXまたはWebシステムでの申込書到着後、1週間以内にご回答いたします。
- (2) 宿泊（客室数）には限りがありますので、ご希望に添えない場合もございます。
ご希望に添えない場合や調整が必要な場合は、弊社担当者よりご連絡いたします。

■変更・取消について

(1) 連絡方法

★FAXの場合

「申込書」の「変更・取消」のいずれかに○印を付け必要事項を修正・ご記入の上、FAXにてご連絡ください。

★メールの場合（Webシステムよりお申込みの方及びFAXでお申込みいただいた方でメール連絡が可能な方）申込者情報と変更・取消内容を入力の上、事務局のメールアドレス宛(tourdesk87@or.knt.co.jp)にお送りください。

（FAXでお申込みいただいた方は、申込書に変更・取消内容をご記入の上、メール添付でお送りいただいても結構です。その場合は、必ずパスワードを設定してお送りください。）

なお、お申し出が平日 17:30 以降・土・日・祝日の場合は、翌営業日が受付日となります。また、電話での変更等はお受けできませんので、予めご了承ください。

(2) 宿泊につきましては、取消発生日により下記の取消料を申し受けます。

契約解除の日	取消料(お一人様)
旅行開始日の前日から起算して20日前から8日前までの取消	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算して7日前から前々日までの取消	旅行代金の30%
旅行開始日の前日の取消	旅行代金の40%
旅行開始日当日（旅行開始前）	旅行代金の50%
旅行開始後または無連絡不参加	旅行代金の100%

* 宿泊について契約成立以降に解除される場合は、1泊ごとに上記の取消料を申し受けます。

* ご宿泊当日の12時までに当支店に取消の連絡がない場合は、無連絡不参加として取扱い、100%の取消料を申し受けます。

■請求書・各種参加券・予約確認書等の送付について

- ・請求書：2022年9月22日（木）までに「請求書」を申込担当者宛に送付いたします。
- ・各種参加券・予約確認書（お申込みの方のみ）：10月6日（木）に発送予定です。

■支払い方法及び返金について

お支払い方法は、銀行振込でお願いいたします。

- (1) 請求書の内容をご確認いただき、弊社指定銀行口座へ指定期日までにお振込みください。
なお、振込手数料はお客様負担とさせていただきますので、予めご了承ください。
- (2) 領収証が必要な場合は、事前にお問合せ先へご連絡ください。
- (3) ご返金については、研究集会終了後2週間を目途に銀行振込にてご返金いたします。

■申込から精算までのスケジュール

項目	期日等	備考
申込締切	9月15日(木)17:00 必着	参加申込書をFAX送信またはWebシステム入力
申込回答	申込到着後、1週間以内	FAXまたはメールでご回答(ご希望に添えない場合もごさいますので、回答書をご確認願います。)
請求書の送付	9月22日(木)までに送付	請求内容をご確認ください。
代金の払込	9月30日(金)まで	銀行振込にてお願いいたします。
参加券・予約確認書の送付	10月6日(木) 発送予定	内容をご確認ください。
精算返金	集会終了後、2週間を目途	銀行振込にてご返金いたします。(お客様の返金振込先銀行口座等は後日お伺いいたします。)

* 期日までに代金全額の入金をもって契約締結となります。期日までに支払がない場合、予約はなかったものとなります。予めご了承ください。

当社は、『旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン』を遵守して募集型企画旅行を企画・実施いたします。

そのため、お客様のご旅行を安全に実施するために体調をお伺いしたり、また旅行開始当日であっても、お客様の体調によってはご出発いただけない場合もございます。（規定の取消料をいただきます。）

何卒ご協力賜りますようお願い申し上げます。

【ご参加にあたってご参加者様へのお願い】

旅行中は手を拭くタオルやハンカチ、マスク（1日1枚）、消毒液等をご自身でご準備いただきますようお願いいたします。

ご自宅出発前に旅行参加者ご自身で体調確認（体温、体調チェック）を行い、発熱や感染の疑いのある症状を呈している方には、旅行参加を遠慮していただきますので予めご了承ください。

旅行中に体調不良となった旅行参加者は、旅行から離脱し、他の参加者への感染防止の対応にご協力ください。旅行に参加される方は、旅行中の感染防止対策（感染予防の行動・手洗いや咳エチケット・マスクの着用・ソーシャルディスタンスの確保・食事での会話を控える等）にご協力いただきますようお願いいたします。

同居のご家族も含め、旅行に参加されるお客様には出発前に健康観察を行っていただき、発熱及び体調不良の場合は旅行への参加を取りやめていただくようご協力をお願いいたします。また、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への渡航ならびに当該在住者との濃厚接触がある場合、そのお客様にはご参加をお控えいただくようお願いいたします。国内においても、感染者と濃厚接触がある場合は、保健所や医療機関の指示のもと参加をご判断いただきます。

ホテルチェックインの際、検温を行う場合があります。健康観察を行い感染症リスクがあると判断した場合はお客様に参加の中止を要請する場合がございますので予めご了承ください。

■お申込み・お問合せ先

株式会社近畿日本ツーリストコーポレートビジネス トラベルサービスセンター東日本
「第36回全国浄化槽技術研究会・第44回浄化槽行政担当者研究会」 担当：村上・嘉部

TEL：0570-064-205 FAX：03-6730-3230 E-mail：tourdesk87@or.knt.co.jp

〒135-0062 東京都江東区東雲1-7-12 KDX 豊洲グランスクエア 3階

営業日・営業時間 平日9:30～17:30（土日祝日休業）

※変更・取消のご連絡が休業日・営業時間外の場合は、翌営業日が受付日となります。予めご了承ください。

総合旅行業務取扱管理者：黒田和幸・木下智之

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく総合旅行業務取扱管理者にご質問ください。

★研究会の運営に関するお問合せは「公益財団法人 日本環境整備教育センター」にご連絡ください。

〒130-0024 東京都墨田区菊川2丁目23番3号 TEL：03-3635-4880 FAX：03-3635-4886

■旅行企画・実施

株式会社近畿日本ツーリストコーポレートビジネス 第6営業支店

〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-13 住友商事神田和泉町ビル 12階

観光庁長官登録旅行業第1944号 一般社団法人日本旅行業協会正会員

ボンド保証会員 旅行業公正取引協議会会員



■お客様個人情報の取り扱いに関するお問合せ先

個人情報管理者：服部 浩典

受付時間：9:30～17:30（土日祝日休業）

TEL：03-6891-9306



国内募集型企画旅行条件書 (本条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。)

(お申し込みいただく前に、この条件書を必ずお読み下さい。)

1. 募集型企画旅行契約

(1) この旅行は、以下の各社のうちパンフレットに記載する旅行企画・実施者(以下「当社」という)が企画・募集し実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客さまは当社と企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。

○ 近畿日本ツーリスト株式会社(観光庁長官登録旅行業第2053号)

東京都新宿区西新宿2丁目6番1号

○ 株式会社近畿日本ツーリスト沖縄(観光庁長官登録旅行業第1107号)

沖縄県那覇市久米2丁目4番16号

○ 株式会社近畿日本ツーリストコーポレートビジネス(観光庁長官登録旅行業第1944号)

東京都千代田区神田和泉町1番地

○ KNT-C Tホールディングス株式会社(観光庁長官登録旅行業第20号)

東京都新宿区西新宿2丁目6番1号

(2) 当社は、お客さまが当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他のサービス(以下「旅行サービス」という)の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2-1. 旅行の申込み方法

(1) 当社所定の申込書に所定の事項を記入し、おひとりにつき下記の申込金又は旅行代金全額を添えてお申し込みいただきます。申込金は旅行代金、取消料又は違約料のそれぞれの一部として取り扱います。

旅行代金	3万円未満	3万円以上6万円未満	6万円以上10万円未満	10万円以上15万円未満	15万円以上
申込金	6,000円～旅行代金まで	12,000円～旅行代金まで	20,000円～旅行代金まで	30,000円～旅行代金まで	代金の20%～旅行代金まで

但し、別途パンフレットに申込金の記載がある場合はその定めるところによります。

ローンを利用される場合には旅行代金の10%以上を頭金としますが、これはそのまま申込金に充当されます。

(2) 当社は電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約の申込みを受付けることがあります。この場合、予約の申込時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込金が提出されない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。

(3) 申込書と申込金の提出があったときは、旅行契約の締結の順位は、当該予約の受付の順位によることとなります。

(4) 申込金は、旅行代金の一部として繰り入れます。又、お客さまの任意による解除のときは、所定の取消料の一部として取り扱い、所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、所定の違約料の一部として取り扱います。

2-2. ウェイティングの取扱いについての特約

お申込みの時点において、満室、満席その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社はその旨説明し、お客さまの承諾を得て、お客さまが「取消待ち」状態でお待ちいただける期限を確認し、予約可能に向けて努力することがあります。(以下「ウェイティング登録」という)その際、「申込書」の提出及び申込金と同額を「預り金」として申し受けます。当社は予約が完了した場合速やかにその旨を通知します。この時点で契約の成立となり、「預り金」を「申込金」として取り扱います。ただし、当社がその予約可能通知の前にお客さまから「ウェイティング登録」の解除の申出があった場合、又はお待ち頂ける期限までに結果として予約が不可能な場合は当社は「預り金」を全額払戻します。なお、「ウェイティング登録」は予約の完了を保証するものではありません。

3. 申込条件

(1) 18歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。15歳未満の方のご参加は、保護者の同行を条件とします。(但し一部のコースを除きます。)

(2) 参加にあたって特別な条件を定めた旅行については、ご参加の方の性別、年齢、資格、技能、その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合、ご参加をお断りする場合があります。

(3) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物又は動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障がい者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込み時に参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。)あらためて当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客さまの状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出いただくことがあります。

(4) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客さまからお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は解除させていただくことがあります。なお、お客さまからのお申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客さまの負担とします。

(5) 当社は、旅行中のお客さまが疾病、傷害等により、保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客さまの負担とし、お客さまは当該費用を当社が指定する期日までに当社が指定する方法で支払わなければなりません。

(6) お客さまの都合による別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件(手配旅行契約等)でお受けすることがあります。

(7) 当社は、お客さまが次の①から⑧のいずれかに該当したときは、お申し込みをお断りすることがあります。

①他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するとき。

②お客さまが暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。

③お客さまが当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。

④お客さまが風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

(8) その他当社の業務上の都合で、お申し込みをお断りすることがあります。

4. 契約の成立と契約書面・確定書面の交付

(1) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。

(2) 当社は、旅行契約が成立した場合は速やかに、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」という)をお客さまにお渡しします。

(3) 契約書面で、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称が記載できない場合には、これらの確定状況を記載した書面（最終日程表）（以下「確定書面」という）を旅行開始日の前日までに交付いたします。但し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前に当たる日以降に旅行契約の申込みがなされた場合は、旅行開始日当日に確定書面を交付する場合があります。

また、交付期日前であってもお問い合わせいただければ当社は手配状況についてご説明いたします。

5. 旅行代金のお支払い

旅行代金の残額は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に当たる日（以下「基準日」という）より前にお支払いいただきます。但し、基準日以降にお申込みをされた場合は、申込み時点又は旅行開始日前の当社の指定した日までに支払いいただきます。

6. 旅行代金に含まれているもの

(1) パンフレットに明示した運送機関の運賃・料金（注釈のないかぎりエコノミークラス）、宿泊費、食事代、観光料金（入場・拝観・ガイド等）、及び消費税等諸税（但し、パンフレットに記載の基準期日現在に公示されているものに限り）。

(2) 添乗員が同行するコースでは、この他に添乗員経費、団体行動に必要な心付を含みます。上記諸費用は、お客さまの都合により、一部利用されなくても払戻しいたしません。

7. 旅行代金に含まれていないもの

第6項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

(1) 旅行日程中の“フリータイム”“自由行動”“各自で”“お客さま負担”等と記載されている区間の交通費等諸費用

(2) 超過手荷物料金（規定の重量、容量、個数を超える分について）

(3) クリーニング代、電報・電話料、追加飲食費等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料

(4) 自宅と出発地・解散地の間の交通費、宿泊費等

(5) 希望者のみ参加されるオプションツアー（別途料金の小旅行）の代金

(6) パンフレットに記載の基準期日以降に公示された日本国内の空港施設使用料、諸税

(7) 傷害・疾病に関する医療費

8. 旅行内容の変更

当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客さまにあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容（以下「契約内容」という）を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

9. 旅行代金の変更

(1) 当社は、利用する運送機関の適用運賃・料金が、パンフレットに記載の基準期日以降に著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されるときは、その範囲内で旅行代金を変更することがあります。その場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客さまにその旨を通知します。

(2) 本項(1)の定めるところにより旅行代金を減額するときは、利用する運送機関の運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。既に旅行代金のお支払後であった場合は、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻しいたします。

(3) 第8項の規定に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。）の減少又は増加が生じる場合（費用の増加が、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合を除きます）には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金を変更することがあります。

(4) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更します。

10. お客さまの交替

お客さまは、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、交替に要する実費とともに当社に提出していただきます。

11. お客さまによる旅行契約の解除・払戻し（旅行開始前）

(1) お客さまはいつでも、第15項に定める取消料を当社に支払って旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の取消日とは、お客さまが当社及び旅行業法で規定された「受託営業所」（以下「当社ら」という）のそれぞれの営業日、営業時間内に取消をする旨をお申し出いただいた時を基準とします。休業日と営業時間外のご旅行の変更及び取消のお申出には応じられませんので、翌営業日の受付となります。

(2) お客さまは、次に掲げる場合においては、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

イ. 契約内容が変更されたとき。但し、その変更が第21項の表の左欄に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限ります。

ロ. 第9項(1)に基づいて旅行代金が増額されたとき。

ハ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

ニ. 当社が、お客さまに対し第4項(3)で定めた期日までに、確定書面をお渡ししなかったとき。

ホ. 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。

(3) 当社は、本項(1)により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引いて払戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項(2)により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）全額を解除日の翌日から起算して7日以内に払戻しいたします。

(4) お客さまの都合で旅行開始日又はコースを変更される場合は、お客さまが当初の旅行契約を解除し、新たに旅行契約を締結していただくこととなります。この場合当社は第15項(1)の旅行契約の解除日に基づく取消料を申し受けます。

12. お客さまによる旅行契約の解除・払戻し（旅行開始後）

(1) お客さまのご都合により途中で離団された場合は、お客さまの権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。

(2) お客さまの責に帰さない事由により確定書面に従った旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客さまは当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分から、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額（当社の責に帰すべき事由によるものでないときに限ります。）を差し引いたものをお客さまに払戻しいたします。

13. 当社による旅行契約の解除（旅行開始前）

(1) お客さまが当社所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は当該期日の翌日に旅行契約を解除することがあります。この場合、第15項に定める解除期日相当の取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

(2) 当社は、次に掲げる場合において、お客さまに理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。

イ. お客さまが当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。

ロ. お客さまが病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行に耐えられないと当社が認めるとき。

ハ. お客さまが契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

ニ、お客さまの数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目（日帰り旅行については、3日目）に当たる日より前に、旅行を中止する旨をお客さまに通知します。

ホ、スキーを目的とする旅行における必要な降雪量などの旅行実施条件であって、契約の締結の際に明示した条件が成就しないおそれが極めて大きいとき。

ヘ、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

ト、お客さまが第3項(7)①から④のいずれかに該当することが判明したとき。

14. 当社による旅行契約の解除（旅行開始後）

(1) 当社はつぎに掲げる場合において、旅行契約を解除することがあります。

イ、お客さまが病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと当社が認めるとき。

ロ、お客さまが旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

ハ、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。

ニ、お客さまが第3項(7)②から④のいずれかに該当することが判明したとき。

(2) 本項(1)により旅行契約の解除が行われたときであっても、お客さまが既に提供を受けた旅行サービスに関する契約は有効に履行されたものとします。当社は、旅行代金のうち、お客さまがまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に既に支払い、又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻いたします。

(3) 本項(1)イ、ハ、により、当社が旅行契約を解除したときは、お客さまの求めに応じて出発地に戻るための必要な手配をいたします。この場合に要する費用の一切はお客さまのご負担となります。

(4) 集合時刻を過ぎても集合場所にお越しにならない場合、旅行契約を解除することがあります。この場合権利放棄とみなし払い戻しはできません。

15. 取消料

(1) 旅行契約の成立後、お客さまのご都合で旅行を取消される場合には、旅行代金に対して、おひとりにつきパンフレットに定める取消料をお支払いいただきます。

(2) 貸切船舶を利用する旅行契約の場合は、当該船舶に係る取消料の規定によります。

(3) 当社の責任とならない各種ローンの取扱以上の事由に基づき取消になる場合もパンフレットに定める取消料をお支払いいただきます。

16. 旅程管理

当社は、お客さまに対して次に掲げる業務を行い、お客さまの安全かつ円滑な旅行の実施を確保するよう努めます。ただし、当社がお客さまとこれとは異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

(1) お客さまが旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、契約内容に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。

(2) 本項(1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

17. 添乗員等

(1) 当社は、旅行の内容により添乗員その他の者（以下「添乗員等」という）を同行させ、第16項に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行わせることがあります。

(2) 添乗員等の同行の有無は、パンフレットに明示してあります。

(3) お客さまは、旅行開始から旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従っていただきます。お客さまが添乗員等の指示に従わず、団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げた場合は、旅行の途中であっても、そのお客さまの以後の旅行契約を解除することがあります。

(4) 添乗員等の業務は、原則として8時から20時までとします。

(5) 一部コースについては、現地到着時より、現地出発まで同行する場合があります。この場合、集合場所まで及び解散場所からの行程については添乗員は同行いたしませんので、お客さまが旅行サービスの提供を受けるための手続はお客さま自身で行っていただきます。（一部コースについては係員が受付、出発のご案内をいたします。）

(6) コース名欄に個人旅行と表示のあるものは、添乗員等は同行いたしません。お客さまが旅行サービスを受けるための必要なクーポン券類をお渡しますので、旅行サービスの提供を受けるための必要な手続はお客さま自身で行っていただきます。

18. お客さまに対する責任

(1) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社が故意又は過失によりお客さまに損害を与えたときは、お客さまの被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生日の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

(2) お客さまが天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他（伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難、運送機関の遅延、不通又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮等）の当社の関与し得ない事由により損害を被られたときは、本項(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

(3) お荷物の損害については本項(1)の規定にかかわらず損害発生日の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、一人15万円を限度（当社の故意又は重大な過失がある場合を除く）として賠償いたします。

19. お客さまの責任

(1) お客さまの故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客さまは損害を賠償しなければなりません。

(2) お客さまは、当社から提供される情報を活用し、お客さまの権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。

(3) お客さまは、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

20. 特別補償

(1) 当社は、第18項(1)に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、当社の募集型企画旅行約款別紙の特別補償規程で定めるところにより、お客さまが企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物の上に被った一定の損害について、

死亡補償金として1500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、

通院見舞金として通院日数により1万円～5万円を支払います。

携帯品にかかる損害補償金は、旅行者一名につき15万円をもって限度とします。

ただし、補償対象品の一個又は一対については、10万円を限度とします。

なお、現金、貴重品、重要書類、撮影済みのフィルム、その他こわれ物等補償の対象とならないものがあります。

- (2) 当社が、募集型企画旅行契約約款第 27 条第 1 項の責任を負うことになったときは、この補償金が、当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。
- (3) お客さまが旅行参加中に被られた損害が、お客さまの故意、酒酔い運転、故意の法令違反行為・法令に違反するサービス提供の受領、山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハングライダー、マイクロライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は上記の補償金及び見舞金は支払いません。
- (4) 地震、噴火、津波及びこれらの事由に伴って生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によるものであるときは、当社は上記の補償金及び見舞金は支払いません。
- (5) 当社の企画旅行参加中のお客さまを対象として、別途旅行代金を収受して当社が実施する企画旅行（オプションツアー）については、主たる旅行契約の一部として取扱います。
- (6) ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われぬ旨が明示された日については、当該日にお客さまが被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、企画旅行参加中とはいいたしません。

2.1. 旅程保証

- (1) 当社は、次の表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更（次の各号に掲げる変更（サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸施設の不足が発生したことによるものを除きます。）を除きます。）が生じた場合は、旅行代金に同表の右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に支払います。ただし、当該変更について、当社に第 18 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
- イ. 次に掲げる事由による変更
- (イ) 天災地変、(ロ) 戦乱、(ハ) 暴動、(ニ) 官公署の命令、(ホ) 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、(ヘ) 当初の運行計画によらない運送サービスの提供、(ト) 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置口、第 11 項から第 14 項の規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更
- (2) 当社が支払うべき変更補償金の額は、お客さまおひとりに対して一旅行につき旅行代金に 15% を乗じた額を限度とします。また、お客さまおひとりに対して一旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
- (3) 当社は、お客さまの同意を得て、金銭による変更補償金の支払に替え、これと同等又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

変更補償金

変更補償金の支払が必要となる変更	1件あたりの率（％）	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り。）	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における旅行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更（当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。）	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事象の変更	2.5	5.0

注 1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客さまに通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日以降にお客さまに通知した場合をいいます。

注 2 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。

注 3 第 3 号又は第 4 号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。

注 4 第 4 号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注 5 第 4 号又は第 7 号若しくは第 8 号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。注 6 第 9 号に掲げる変更については、第 1 号から第 8 号までの率を適用せず、第 9 号によります。

2.2. 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客さまとの旅行条件

当社は、当社らが提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」という）のカード会員（以下「会員」という）より所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金等の支払を受けることを条件に電話、郵便、ファクシミリ、インターネット、その他の通信手段による旅行のお申込を受ける場合があります。（以下「通信契約」という）その場合の旅行条件は、本「企画旅行条件書」に準拠いたしますが、一部異なりますので以下に異なる点のみをご案内します。

- (1) 通信契約の申込みに際し、会員は、申込みしようとする「企画旅行の名称」、「出発日」、「カード名」、「会員番号」、「カードの有効月日」等（以下「会員番号等」という）を当社らにお申し出いただきます。
- (2) 通信契約は、当社らが契約の締結を承諾する旨の通知がお客さまに到達した時に成立するものとします。通信契約成立日をカード利用日とします。
- (3) 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払ができない場合、当社らは通信契約を解除し、第 15 項(1)の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社らが別途指定する期日までに現金による旅行代金の支払をいただいた場合はこの限りではありません。
- (4) 当社らは、会員と通信契約を締結した場合であって、第 9 項(2)から(4)までの規定により旅行代金が減額された場合又は第 11 項から第 14 項の規定により通信契約が解除された場合において、会員に対し払戻すべき金額が生じたときは、提携会社のカード会員規約に従って、会員に対し当該金額を払戻します。この場合において当社らは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して 7 日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に会員に対し払戻すべき額を通知するものとし、会員に当該通知を行った日をカード利用日とします。

(5) 通信契約を締結しようとする場合であって、会員の有するクレジットカードが無効等により、旅行代金等が提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行契約を拒否させていただく場合があります。

(6) 通信契約を締結する場合、当社らが提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、又は業務上の理由等でお受けできない場合があります。

23. 団体・グループの契約について

(1) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなし、契約取引を行います。

(2) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。

(3) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

(4) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

24. ご旅行条件・旅行代金の基準

(1) この旅行条件の基準期日と旅行代金の基準期日については、パンフレット等に明示した日となります。

(2) 特別に注釈のない場合、旅行開始日を基準として満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上（航空機利用コースは満3歳以上）12歳未満の方は、こども代金となります。

(3) 旅行代金は各コースごとに表示しております。出発日とご利用人数でご確認ください。

(4) 追加代金とは、航空会社の選択、航空便の選択、航空機の等級の選択、宿泊ホテル指定の選択、1人部屋追加代金、延泊による宿泊代金、平日・休前日の選択、出発・帰着曜日の選択等パンフレットに表示して追加する代金をいいます。

(5) 本条件書の各項にいう旅行代金とは、募集広告又はパンフレットに旅行代金と表示した参加コースの金額、及び当該コースの追加代金又は割引代金として表示した金額をいいます。この合計金額は第2-1項の申込金、第15項の取消料、第21項の変更補償金、及び違約料の額を算出する際の基準となります。オプションツアーは、別途契約になりますので基準となる旅行代金には含まれません。

25. その他

(1) お買物案内について

お客さまの便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。当社では、お店の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客さまご自身の責任でご購入ください。当社は、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認及びレシートの受け取りなどを必ず行ってください。

(2) 国内旅行保険について

安心してご旅行をしていただくため、お客さまご自身で保険に加入することをお勧めします。国内旅行保険については当社らの係員にお問合わせください。

(3) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(4) この条件に定めのない事項は当社募集型企画旅行約款によります。

また、この条件書との間に齟齬が生じた場合は、募集型企画旅行約款を優先します。当社旅行業約款をご希望の方は、当社らにご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページ<https://www.knt.co.jp/>からもご覧になれます。

(5) 本手配を通じて予約された客室を営利目的で利用又は転売することは固くお断りいたします。万一、営利を目的とした行為、又はその準備を目的とした行為と当社が判断したときは、予告なく旅行契約を解除することがあります。

(6) 個人情報の取扱いについて ※EU在住の方はお問い合わせください。

イ、当社及びご旅行をお申込みいただいた受託旅行者（以下「販売店」）は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。

また、旅行先でのお客さまのお買物等の便宜のため、お客さまのお名前及び搭乗される航空便等に係る個人情報を、電子的方法等で免税店等の事業者提供いたします。

お申込みいただく際には、これらの個人情報の提供についてお客さまに同意いただくものとします。

ロ、当社は、旅行中に傷病があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に傷病があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。

ハ、当社は当社が保有するお客さまの個人情報を商品開発や商品案内など販売促進活動、お客さまへのご連絡や対応のために、当社グループ企業及び販売店と共同利用させていただきます。

当社グループ企業及び販売店が共同利用する個人情報は以下のとおりです。

住所、氏名、電話番号、年齢、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレス

ニ、上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭又はホームページでご確認ください。

個人情報の取扱いについて

株式会社近畿日本ツーリストコーポレートビジネス
東京都千代田区神田和泉町 1-13
住友商事神田和泉町ビル
代表取締役社長 高川 雄二

当社ではお伺いしたお客さまの情報を厳重に保護するために、以下の取り組みを実施いたしております。

【個人情報保護の取り組み】

1. 当社は、お客さまの個人情報を適切に管理いたします。
2. 当社は、お客さまの個人情報を管理する部門毎にセキュリティ管理者を置き、その管理者に適切な管理を行わせております。
3. 当社がお客さまにお伺いする情報は、お客さまのお名前、メールアドレス、電話番号、住所など、当社のサービスをご提供する際に必要となる、お客さまの個人情報が主なものになります。また、お客さまの希望されるサービスご提供等の目的で、それ以外のご質問をさせていただく場合がありますが、これは必要最低限の項目を除いて、お客さまの任意でご提供いただくものです。
なお、個人情報のご提供に同意して頂けない場合は、お客さまのご依頼をお引き受けできないことがあります。
4. <お問合せ、ご相談のお客さま>
当社は、お客さまの個人情報を、お問合せやご相談（以下、「ご相談等」と言います）の内容によって、第三者に通知する必要があることをあらかじめご了承ください。例えば、お問合せ内容が当社取扱のものでない場合に、取扱っている当社グループ会社に確認するなどの場合がこれにあたります。

<お申込みのお客さま>

当社は、お客さまの個人情報を、サービスの種類によって、第三者に通知する必要があることをあらかじめご了承ください。例えば、宿泊先の旅館ホテルなどにお客さまのお名前等を知らせる場合がこれにあたります。

5. 当社は、お客さまの個人情報を厳重に保管するために、情報セキュリティポリシーを策定し、個人情報保護に関する定期的な社員教育と監査を行っております。
6. お客さまがご自身の個人情報の照会・修正等を希望される場合には、お客さまご自身であることを確認した上で合理的な範囲で対応させていただきます。
7. 当社ホームページでは、よりよいサービス提供のため、クッキー（cookie）を使用することがありますが、これによる個人を特定できる情報の取得はありません。クッキーとは、当社ウェブサイトを開覧した方のコンピューターに格納し記憶させておく機能のことです。ご利用のブラウザの設定により受取拒否が可能です。受取拒否の設定をされた場合、サービスの一部がご利用できない場合があります。
なお当社は、お客さまの個人情報に関して適用される法令、規範を遵守するとともに、上記の取り組みを適宜見直し、改善していきます。
また、事故等の発生に関連し警察の捜査時の資料提供および国土交通省・外務省その他官公署からの要請により、個人情報の発表に協力する場合があります。

【個人情報利用の目的】

<お問合せ、ご相談のお客さま>

当社は、ご相談等の際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡のために利用させていただくほか、お客さまのご相談等の内容において関係する機関等に対して連絡や確認を行うなどのために必要な範囲内で利用させていただくことがあります。

なお、その他の利用目的について、本取扱い以外に個別に公表または通知することがあります。

＜お申込みのお客さま＞

当社は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡のために利用させていただくほか、お客さまがお申込みの旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配および受領のために必要な範囲内で利用させていただきます。

また、当社および販売店では、よりよい旅行商品の開発や、旅行商品のご案内をお客さまにお届けするため、ならびに各保険会社の委託を受けて行う各社の損害保険、およびこれに付帯、関連するサービスを提供するために、お客さまの個人情報を利用させていただくことがあります。

加えて、弊社にて取得しましたクレジットカード情報につきましては、お申込みの旅行代金をご提示いただいたクレジットカード会社にて決済することのみに利用するものとし、当該情報は決済終了後、法令に基づく一定期間保管した後、消去いたします。

なお、その他の利用目的について、本取扱い以外に個別に公表または通知することがあります。

【個人情報の共同利用】

＜お問合せ、ご相談のお客さま＞

当社は、お客さまがお問合せの際にご提出いただいた個人情報のうち、お名前、電話番号、住所等お客さまへのご連絡や対応のために必要最小限の範囲のものについて、下記当社グループ企業と共同利用させていただきます。

＜お申込みのお客さまおよび名刺を交換いただいたお客さま＞

当社は、当社が保有するお客さまの個人情報を商品開発や商品案内など販売促進活動、お客さまへのご連絡や対応のために、下記当社グループ企業と共同利用させていただきます。当社グループ企業が共同利用する個人情報は以下の通りです。

住所、氏名、電話番号、年齢、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレス、旅券番号

なお、名刺を交換いただいたお客さまについては、お問合せ、ご相談のお客さまもこの取扱いとさせていただきます。

当社グループ企業

- ・ KNT-CTホールディングス株式会社
- ・ 近畿日本ツーリスト株式会社
- ・ クラブツーリズム株式会社
- ・ 株式会社近畿日本ツーリスト沖縄
- ・ 株式会社ツーリストエキスパート
- ・ 株式会社ユナイテッドツアーズ
- ・ 株式会社KNTビジネスクリエイト
- ・ 株式会社イベントアンドコンベンションハウス
- ・ 三喜トラベルサービス株式会社
- その他、当社グループ企業

共同利用における個人情報管理について責任を有する会社の名称・住所・代表者

KNT-CTホールディングス株式会社
東京都新宿区西新宿 2-6-1 新宿住友ビル
代表取締役社長 米田 昭正

【個人情報の第三者への提供】

＜お問合せ、ご相談のお客さま＞

当社は、お客さまからのご相談等に対応させていただくために必要な範囲内において、運送・宿泊機関等（海外の機関等を含む）にお客さまの個人情報を提供させていただくことがあります。

＜お申込みのお客さま＞

当社は旅行の手配等のために必要な範囲内において、運送・宿泊機関等（海外の機関等を含む）にお客さまの個人情報を提供いたします。

また、当社は旅行先でのお客さまのお買い物等の便宜のため、お客さまの個人情報を海外・国内の免税店等の事業者提供します。この場合、お客さまのお名前、パスポート番号および搭乗される航空便等に係る個人情報を、電子的方法等で送付することによって提供いたします。お申込みいただく際には、これらの個人情報の提供についてお客さまに同意いただくものとします。

【個人情報の委託】

当社は、当社と個人情報に関する機密保持契約を締結している業務委託会社に対して、お客さまからのご相談等に対応するために必要な範囲内でお客さまの個人情報の取扱いを委託することがあります。

【外国における個人情報の取扱い】

外国委託先に個人情報の取扱いを委託するにあたって、当社が講じている措置は以下のとおりです。

(1) 外国委託先の体制整備の方法

- ・当社と外国委託先との間で、日本の個人情報保護法第4章第1節および第2節の規定の趣旨に沿った措置を外国委託先が講ずることを義務付けた委託契約を締結した上で、個人情報を提供しています。

(2) 外国委託先が実施している措置

- ・委託契約において、外国委託先は、特定した利用目的の範囲内で個人データを取り扱う旨、必要かつ適切な安全管理措置を講ずる旨、個人データの第三者提供の禁止等を定めています。

(3) 外国委託先の個人情報保護制度の概要

- ・別紙をご参照ください。

(4) 確認の方法

- ・当社は、上記(3)の個人情報保護に関する制度に関して、毎年、日本国の行政機関等が公表している情報を確認いたします。

(5) 個人情報の提供の停止

- ・当社は、外国委託先が上記(2)の措置を含む委託契約に反する個人情報の取扱いをしている場合であって、委託契約に基づき、速やかに当該取扱いを是正するように要請しても、合理的期間内にこれが是正されず、相当措置の継続的な実施の確保が困難であると判断する場合は、外国委託先への個人情報の提供を停止いたします。
- ・当社は、外国の個人情報保護に関する制度に関して、上記(3)に抵触するような改正が行われたことを確認した場合には、外国委託先への個人情報の提供を停止します。

【利用目的の通知、開示、訂正等の手続き】

当社が保有するお客さまの個人情報の利用目的の通知、開示、訂正・追加・削除、または利用の停止・消去、第三者への提供の停止等をご希望の方は、必要な手続きについてご案内いたしますので、お申込の販売窓口までお申し出ください。その際、法令および当社内規に従い、お申し出の方がご本人であることを確認させていただいた上で速やかに対応させていただきます。

また、ご希望の全部または一部に応じられない場合は、その理由をご説明します。

なお、開示のご請求については、原則として、書面の郵送の方法によることとします。

【個人情報に関するお問い合わせ】

〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町 1-13 住友商事神田和泉町ビル 12 階

株式会社近畿日本ツーリストコーポレートビジネス 第6営業支店

電話番号 03 (6891) 9306

受付時間 9:30~17:30 (土・日・祝日・振替休日・12月29日~1月3日は休業)

(別紙)

外国にある第三者の個人情報の保護に関する情報について

1. お客様の個人情報を提供する第三者が外国にある場合の当該外国における個人情報の保護に関する情報は下記のとおりです（なお、具体的な国名については、日程表等にてご確認ください。）。

①GDPR (EU 一般データ保護規則) 対象国およびイギリス（個人情報保護委員会が日本と同等の保護水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有する外国等として指定しています。）

オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、リヒテンシュタイン、アイスランド、ノルウェー、イギリス
(参照：平成31年個人情報保護委員会告示第1号・第5号)

②GDPR 第45条に基づく充分性の認定を取得している国・地域（GDPRに基づき欧州委員会が十分なデータ保護水準を有していると認めています。）

アルゼンチン、アンドラ、イギリス、イスラエル、ウルグアイ、カナダ、スイス、
ニュージーランド

(参照：<https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/GDPR/>)

③APEC の CBPR システムの加盟国・地域（APEC のプライバシーフレームワークに準拠した法令を有しています。）

アメリカ、メキシコ、カナダ、シンガポール、韓国、オーストラリア、台湾、フィリピン
(参照：https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/international_conference/)

④OECD プライバシーガイドライン8原則に全て対応している国

(OECD プライバシーガイドラインは、①収集制限の原則、②データ内容の原則、③目的明確化の原則、④利用制限の原則、⑤安全保護の原則、⑥公開の原則、⑦個人参加の原則、⑧責任の原則、の8原則を基本原則として定めています。)

中国、香港、トルコ、ブラジル、ペルー、南アフリカ、モロッコ

⑤OECD プライバシーガイドライン8原則の一部に対応していない国

タイ、マレーシア、ラオス、ロシア、ウクライナ、カタール、コスタリカ、チュニジア、パナマ、モンゴル

*OECD プライバシーガイドライン8原則への対応状況は、個人情報保護委員会のホームページで公開されております。上記国名をクリック頂くと、ご確認いただくことができます。

⑥個人情報保護に関する包括的な法令が存在しない国

インド、インドネシア、カンボジア、ベトナム、ミャンマー

*上記国々は、個別に個人情報の保護に関する法令が存在し、その内容は個人情報保護委員会のホームページで公開されております。上記国名をクリック頂くと、ご確認いただくことができます。

⑦個人情報の保護に関する制度を有しない国

アラブ首長国連邦

*上記④～⑦に記載の国々は、GDPRの十分性の認定を受けておらず、またAPECのCBPRの加盟国ではありません。

*アラブ首長国連邦、インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、中国、ベトナム、香港、ミャンマー、ラオス、ロシアは、事業者に対し政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度が存在しております。

2. 提供先の交通機関、宿泊機関等が講ずる個人情報保護のための措置

当社は、旅行手配代行会社に対して、交通機関、宿泊機関等がOECDプライバシーガイドライン8原則を遵守することを契約条件としております。

(以 上)